

新宮町校区外就学許可基準

事由	許可基準	取扱い		対象	備考
		期間	必要書類等		
(1) 年度 途中の転居	ア 小学校5・6年生、 中学校2・3年生	卒業まで	・申請書	小学校 5・6年 中学校 2・3年	
	イ 小学校4年生、中学 校1年生の修了日以降	卒業まで	・申請書	小学校4 年 中学校1 年	
	ウ その他の学年	当該学年末 まで	・申請書	上記以外 の学年	
(2) 一時 転居 (ただし、 元の校区へ 再転居する ことが明らかであること)	ア り災、住居の新築、 増改築等	当該学期末 までを基本 として、建築 等に要する 期間	・申請書 ・建築確認通 知書又は契 約書等の写 し（工期が 確認できる もの） ・その他事由 を証明でき るもの	全学年	
	イ 公共工事に伴う一時 立ち退き	事業が終了 する当該学 期末まで	同上	全学年	

(3) 事前 就学 (転居予定 の校区の学 校への就 学)	ア 住居の建築、購入に より、転居することが 明らかである場合	当該学年末 までを基本 として、建 築、購入に要 する期間	同上	全学年	
	イ その他の事由によ り、転居することが明ら かである場合	当該学年末 までを基本 として、転居 日まで	・申請書 ・契約書等の 写し（転居す る所在地、日 付が確認でき るもの）	全学年	
(4) 特色 ある教育活 動	ア 地域の特性を生かし た特色ある教育活動を 受けるため、立花小学 校への通学を希望する 場合	卒業まで	・申請書	小学校全 学年	
	イ 特色ある教育活動を 受けるため立花小学校 へ校区外就学をし、卒 業する者で、新宮東中 学校への入学を希望す る場合	卒業まで	・申請書	中学校 1 年	中学校入 学前に申 請するこ と
(5) 漁村 留学	ア 漁村留学のため、相 島小学校への通学を希 望する場合	卒業まで	・申請書	小学校全 学年	

	イ 漁村留学のため、新宮中学校相島分校への通学を希望する場合	卒業まで	・申請書	中学校全学年	
(6) その他やむを得ない事由	ア 心身の故障等により遠距離の学校に通学することが困難な場合	心身の故障等が回復、改善されるまで	・申請書 ・医師の診断書 ・その他事由を証明できるもの	全学年	
	イ 指定学校に該当する特別支援学級がない場合	教育委員会が適当と認める期間	・申請書 ・関係学校長の意見書	全学年	
	ウ 債務償還困難又は家庭環境不調等の要因により、住民異動登録手続ができない転居の場合	要因が解消・解決に至るまでの期間 (現に居住している校区の学校へ就学すること)	・申請書 ・住民登録地が確認できるもの ・児童生徒の生年月日が確認できるもの ・現住所が確認できるもの ・民生児童委員の意見書 (任意様式)	全学年	

エ	いじめ・不登校、家庭の事情等の事由により、転校又は引き続き従前の学校への就学が、児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合	教育委員会が適当と認める期間	・ 申請書 ・ 関係学校長の意見書	全学年	
オ	兄弟姉妹関係指定学校の変更が認められた兄弟姉妹と同じ学校に通学することが特に必要と認められる場合	理由解消までの期間、または指定学校の変更が認められた兄弟姉妹の卒業までの期間	・ 申請書	全学年	
カ	新宮北小学校設置に伴う措置 新宮北小学校への通学距離が新宮小学校に比べて2倍を超える距離となる指定された組合に居住する児童で、新宮小学校への通学を希望する場合	卒業まで	・ 申請書	小学校全学年	行政区の組合単位で指定。 (緑ヶ浜区の浜松、松ヶ丘、メイプル新宮、昭和鉄工)

	キ 学校行事 (修学旅行、運動会等)	当該行事終了まで	・ 申請書	全学年	
	ク 特に教育的配慮を要すると認められる場合	教育委員会 が適当と認める期間	・ 申請書 ・ 教育委員会 が必要とする書類	全学年	